



業務別手数料表
2025年4月1日版



Urban
District surveyor
Inspection

— ユーディーアイ確認検査株式会社 —

目次

1	確認検査業務手数料	P 1
2-1	<省エネ適合性判定>建築物エネルギー消費性能適合性判定 (一戸建て・共同住宅等) 業務手数料	P 7
2-2	<省エネ適合性判定>建築物エネルギー消費性能適合性判定 (非住宅・複合) 業務手数料	P 9
3	フラット35 適合証明業務手数料	P 15
4-1	住宅性能評価(一戸建て) 業務手数料	P 19
4-2	住宅性能評価(共同住宅等) 業務手数料	P 21
5-1	長期使用構造等(一戸建て) 確認審査手数料	P 24
5-2	長期使用構造等(共同住宅等) 確認審査手数料	P 25
5-3	認定長期優良住宅建築証明業務手数料(長期検査)	P 26
6	低炭素建築物技術的審査業務手数料	P 27
7	B E L S 評価業務手数料	P 28
8	性能向上計画認定に係る技術的審査業務手数料	P 30
9	住宅性能証明発行業務手数料	P 33
10	東京ゼロエミ住宅認証業務手数料	P 35

<建築物>

単位：円/非課税

区分	床面積合計	確認申請	中間検査	完了検査
3号建築物（特殊建築物で床面積100㎡超200㎡以下を除く）及び型式適合認定建築物	100㎡ 以下	21,000	28,000	28,000
	200㎡ 以下	28,000	41,000	41,000
	300㎡ 以下	44,000	52,000	52,000
一戸建ての住宅 地上2階以下 壁量計算 ※1	100㎡ 以下	41,000	36,000	36,000
	200㎡ 以下	50,000	43,000	43,000
	300㎡ 以下	62,000	60,000	60,000
一戸建ての住宅 地上2階以下 許容応力度計算 ※1	100㎡ 以下	51,000	36,000	36,000
	200㎡ 以下	60,000	43,000	43,000
	300㎡ 以下	72,000	60,000	60,000
その他	100㎡ 以下	61,000	36,000	36,000
	200㎡ 以下	70,000	43,000	43,000
	300㎡ 以下	82,000	60,000	60,000
	1,000㎡ 以下	128,000	115,000	138,000
	2,000㎡ 以下	235,000	195,000	222,000
	3,000㎡ 以下	360,000	235,000	265,000
	4,000㎡ 以下	410,000	265,000	290,000
	5,000㎡ 以下	445,000	280,000	320,000
	6,000㎡ 以下	540,000	320,000	375,000
	7,000㎡ 以下	580,000	335,000	410,000
	8,000㎡ 以下	625,000	345,000	430,000
	10,000㎡ 以下	665,000	360,000	460,000
	15,000㎡ 以下	695,000	390,000	500,000
	20,000㎡ 以下	760,000	450,000	580,000
	50,000㎡ 以下	920,000	560,000	710,000
100,000㎡ 以下	1,380,000	920,000	1,110,000	
200,000㎡ 以下	2,100,000	1,400,000	1,700,000	
200,000㎡ 超え	2,800,000	1,700,000	2,100,000	

- ・3号建築物及び型式適合認定建築物で構造審査が必要な建築物は、その他欄の手数料とします。
 - ・300㎡を超える型式適合認定建築物は、その他の区分の手数料とします。
 - ・中間検査の面積は、当該特定工程の部分までの床面積の合計とします。
 - ・他機関で確認済証を受けている場合、初回検査の手数料に確認申請欄の手数料の1/2を加算します。
 - ・特殊建築物とは 法別表第1（い）欄に掲げる用途を示します。
- ※1 一戸建ての住宅とは、令130条の3に規定する兼用住宅を含む。

＜省エネ適合性判定を要する建築物の完了検査割増料金＞

単位：円/非課税

省エネ適合性判定に係る部分の床面積の合計	省エネ適合性判定通知書をUDIで交付している場合	省エネ適合性判定通知書を他機関で交付している場合
100㎡ 以下	13,000	27,000
200㎡ 以下	15,000	31,000
300㎡ 以下	18,000	37,000
1,000㎡ 以下	29,000	58,000
2,000㎡ 以下	39,000	77,000
3,000㎡ 以下	46,000	92,000
4,000㎡ 以下	51,000	101,000
5,000㎡ 以下	56,000	111,000
6,000㎡ 以下	65,000	130,000
7,000㎡ 以下	70,000	140,000
8,000㎡ 以下	75,000	150,000
10,000㎡ 以下	80,000	160,000
15,000㎡ 以下	87,000	173,000
20,000㎡ 以下	105,000	202,000
50,000㎡ 以下	123,000	245,000
100,000㎡ 以下	195,000	385,000
200,000㎡ 以下	290,000	580,000
200,000㎡ 超え	360,000	720,000

(注) 省エネ適合性判定は、2 建築物エネルギー消費性能適合性判定 業務手数料をご確認ください。

- ・割増対象床面積は申請図書通りに施工された仮使用認定部分の面積を除外するものとします。
- ・省エネ仕様基準の場合は除きます。
- ・以下のいずれかの手続きで省エネの適合性を判断した場合は上記料金を加算します。

(建設評価書の交付を受ける場合は除きます。)

1. 省エネ適合性判定 (建築物省エネ法11条1項)
2. 設計住宅性能評価 (建築物省エネ法規則2条2号)
3. 長期優良住宅認定書 (建築物省エネ法規則2条3号)
4. 長期使用構造等の確認 (建築物省エネ法規則2条3号)
5. 省エネ法の大員認定 (建築物省エネ法規則8条1号)
6. 性能向上認定 (建築物省エネ法規則8条2号)
7. 低炭素認定 (建築物省エネ法規則8条3号)

＜昇降機＞

単位：円/非課税

区分		確認申請	完了検査 ※3
型式適合認定 (ホームエレベーター等)	単独申請	16,000	24,000
	計画変更(単独申請の場合)	8,000	-
	建築物と併願申請 ※1	8,000	12,000
	計画変更(建築物と併願申請の場合)※2	4,000	-
小荷物専用昇降機	単独申請	16,000	24,000
	計画変更(単独申請の場合)	8,000	-
	建築物と併願申請 ※1	8,000	12,000
	計画変更(建築物と併願申請の場合)※2	4,000	-
昇降機(上記以外)	単独申請	24,000	36,000
	計画変更(単独申請の場合)	12,000	-
	建築物と併願申請 ※1	24,000	36,000
	計画変更(建築物と併願申請の場合)※2	12,000	-

※1 「建築物と併願申請」は建築物の手数料に加算される金額です。

3号建築物との併願の場合、手数料の加算はありません。

※2 建築物と併願申請した場合で、建築物のみの計画変更であって、昇降機の変更がない場合
昇降機の手数料の加算はありません。(建築物の計画変更の手数料のみとなります)

※3 他機関で確認済証を受けている場合、完了検査の手数料に、確認申請欄の手数料の1/2を加算します。

＜工作物＞

単位：円/非課税

区分		確認申請	完了検査 ※1	
法88条1項 令138条1項	一号：煙突	高さ6m超	48,000	
	二号：鉄塔等	高さ15m超	48,000	
	三号：広告塔・記念塔等	高さ4m超	48,000	
	四号：高架水槽・サイロ等	高さ8m超	48,000	
	五号：擁壁	高さ2m超～3m以下	48,000	48,000
		高さ3m超～10m以下	60,000	60,000
高さ10m超		72,000	84,000	
法88条1項 令138条2項	一号：観光用EV・観光用エスカレーター	＜昇降機＞の手数料を適用		
	二号：高架の遊戯施設（慣性運動）	築造面積で＜建築物＞「その他」欄の手数料を適用		
	三号：原動機遊戯施設（回転運動）	築造面積で＜建築物＞「その他」欄の手数料を適用		
法88条2項 令138条3項	一号：製造施設	築造面積で＜建築物＞「その他」欄の手数料を適用		
	二号：自動車車庫（工作物）	築造面積で＜建築物＞「その他」欄の手数料を適用		
	三号：貯蔵施設 高さ8m超	築造面積で＜建築物＞「その他」欄の手数料を適用		
	四号：令138条2項一号～三号	上記 令138条2項の欄を適用		
	五号：汚物処理施設	築造面積で＜建築物＞「その他」欄の手数料を適用		
	六号：「特定用途制限地域」の条例の用途	築造面積で＜建築物＞「その他」欄の手数料を適用		

※1 他機関で確認済証を受けている場合、完了検査の手数料に、確認申請欄の手数料の1/2を加算します。

＜仮使用認定手数料＞

単位：円/非課税

区分	床面積合計	手数料
型式適合認定建築物	100㎡ 以下	35,000
	200㎡ 以下	51,000
	300㎡ 以下	65,000
その他	100㎡ 以下	45,000
	200㎡ 以下	54,000
	300㎡ 以下	75,000
	1,000㎡ 以下	175,000
	2,000㎡ 以下	231,000
	3,000㎡ 以下	275,000
	4,000㎡ 以下	303,000
	5,000㎡ 以下	332,000
	6,000㎡ 以下	390,000
	7,000㎡ 以下	418,000
	8,000㎡ 以下	447,000
	10,000㎡ 以下	476,000
	15,000㎡ 以下	520,000
	20,000㎡ 以下	605,000
	50,000㎡ 以下	735,000
100,000㎡ 以下	1,153,000	
200,000㎡ 以下	1,730,000	
200,000㎡ 超え	2,160,000	

・昇降機等の建築設備及び工作物の仮使用認定についてはそれぞれ＜昇降機＞及び＜工作物＞欄の完了検査手数料と同額の手数料とします。

・仮使用認定の申請をする建築物に昇降機等の建築設備及び工作物の仮使用認定が含まれる場合には、＜仮使用認定手数料＞にそれぞれ＜昇降機＞及び＜工作物＞欄の完了検査手数料を加算した額とします。

＜省エネ適合性判定を要する建築物の仮使用認定割増手数料＞

単位：円/非課税

省エネ適合性判定に係る部分の床面積の合計	省エネ適合性判定通知書を U D I で交付している場合	省エネ適合性判定通知書を 他機関で交付している場合
100㎡ 以下	14,000	30,000
200㎡ 以下	17,000	35,000
300㎡ 以下	21,000	43,000
1,000㎡ 以下	35,000	70,000
2,000㎡ 以下	46,000	92,000
3,000㎡ 以下	55,000	110,000
4,000㎡ 以下	60,000	120,000
5,000㎡ 以下	67,000	134,000
6,000㎡ 以下	78,000	156,000
7,000㎡ 以下	84,000	168,000
8,000㎡ 以下	90,000	180,000
10,000㎡ 以下	95,000	190,000
15,000㎡ 以下	104,000	208,000
20,000㎡ 以下	121,000	242,000
50,000㎡ 以下	147,000	294,000
100,000㎡ 以下	230,000	460,000
200,000㎡ 以下	345,000	690,000
200,000㎡ 超え	432,000	864,000

・割増対象床面積は仮使用認定部分に含まれる省エネ適合性判定に係る部分の床面積の合計とします。

・省エネ仕様基準の場合は除きます。

<割増手数料>

単位：円/非課税

項目	割増手数料	
消防同意物件	4,000	
天空率使用物件（1天空率毎）	6,000	
各種検証法の物件	2,000㎡ 以下	48,000
	10,000㎡ 以下	84,000
	50,000㎡ 以下	120,000
	50,000㎡ 超え	180,000
省エネ仕様基準 ※住宅に限る (H28告示266号：省エネ基準) (R4告示1106号：誘導基準)	5,000	

- ・消防同意・天空率使用の割増は、300㎡以下の建築物に限ります。
- ・計画変更の場合、消防同意以外の割増料金は、半額とします。

<構造計算ルート2基準審査割増手数料>

単位：円/非課税

床面積合計	割増手数料
1,000㎡ 以下	121,000
2,000㎡ 以下	163,000
10,000㎡ 以下	187,000
50,000㎡ 以下	248,000
50,000㎡ 超え	458,000

- ・構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とする他、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは 当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

<遠隔地割増手数料>

単位：円/非課税

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市,沼田市,吉岡町,東吾妻町,長野原町,草津町,中之条町 みなかみ町,榛東村,嬭恋村,川場村,片品村,昭和村,高山村	15,000
【栃木県】 日光市,那須塩原市,矢板市,大田原市,那須町,塩谷町	

- ・上記の割増手数料は300㎡以下の建築物、工作物及び昇降機の検査に限ります。

<その他の手数料>

単位：円/非課税

種類	手数料
記載事項変更届	4,000
軽微な追加説明書 (施行規則第3条の2第1項10号に該当するもの)	該当物件の当初確認審査手数料の1/2
工事取りやめ届	3,000
取下げ届（既に受理・契約した手数料は返金できません）	0
確認証明等発行手数料	6,000

<備考>

- ・増築・用途変更の手数は、申請支店へお問い合わせください。
- ・計画変更の手数は、算定した面積を各区分（確認申請欄）に当てはめた手数料とします。ただし、建築物の区分『一戸建ての住宅 地上2階以下 壁量計算』『一戸建ての住宅 地上2階以下 許容応力度計算』『その他』のうち、主要な用途が一戸建ての住宅の場合で、かつ構造計算書の変更を含まない場合の計画変更については、『3号建築物（特殊建築物で床面積100㎡超200㎡以下を除く）及び型式適合認定建築物』の区分の手数を適用します。
- ・直前の確認済証をUDIから受けていない計画変更は、新規の確認申請手数料とします。
- ・中間・完了検査で、是正確認等の再検査となった場合は、再検査手数料として検査手数料の半額とします。ただし、計画の変更があり検査申請を取り下げた後に再検査となった場合は、検査手数料の全額とします。
- ・完了検査で、追加説明書の提出が必要となった場合は、計画変更と同額の手数料とします。
- ・UDIで確認審査中であった申請を取り下げて、同一の計画を再申請する場合は、該当する 確認申請手数料(消防同意を除く)の半額とします。

※経過措置：以下の手数料表は、令和7年3月31日までに着工した物件で

<建築物>

令和8年3月31日までに受付した場合に限る

単位：円/非課税

区分	床面積合計	計画変更	中間検査	完了検査
4号建築物（特殊建築物で床面積100㎡超200㎡以下を除く） 及び 型式適合認定建築物	100㎡ 以下	21,000	28,000	28,000
	200㎡ 以下	28,000	41,000	41,000
	500㎡ 以下	44,000	52,000	52,000

2-1 <省エネ適合性判定> 建築物エネルギー消費性能適合性判定 (一戸建て・共同住宅等) 業務手数料

1/2

<新規：住宅建築物に係る判定料金>

(1) 一戸建ての住宅の判定料金 (増築の場合、複合建築物で一住戸の場合も含む)

単位：円/税込

		手数料
一戸建ての住宅	確認申請がUDIの場合	33,000
	確認申請が他機関の場合	39,600

(2) 共同住宅等の判定料金 (増築の場合も含む)

建築物全体：基準額+住戸単価×住戸数M+共用部料金

単位：円/税込

(住戸部分)	住戸数	手数料
住戸部分の全戸数 (住戸)	2～10戸以下	39,600 + 9,240 × M
	11～30戸以下	79,200 + 5,280 × M
	31戸以上	158,400 + 2,640 × M
(共用部分)	床面積	手数料
共用部分の床面積 (共用部)	300㎡以内	39,600
	300㎡超～1,000㎡以内	66,000
	1,000㎡超～5,000㎡以内	132,000
	5,000㎡超	198,000

- ・変更料金は、直前の評価をUDIが行っている場合は、1回の変更につき、上表申請料金の60%の額とし、他機関の場合は100%とします。
- ・寄宿舎については居室数をMとします。また、交付される評価書の数は建物形状によります。
- ・変更の場合で、計算方法の変更する場合は上表の申請料金となります。

<軽微変更該当証明(ルートC)：住宅建築物>

(1) 一戸建ての住宅の料金 (増築の場合、複合建築物で一住戸の場合も含む)

単位：円/税込

		手数料
一戸建ての住宅	確認申請がUDIの場合	16,500
	確認申請が他機関の場合	19,800

(2) 共同住宅等の料金 (増築の場合も含む)

建築物全体：基準額+住戸単価×住戸数M+共用部料金

単位：円/税込

(住戸部分)	住戸数	手数料
住戸部分の全戸数 (住戸)	2～10戸以下	19,800 + 4,620 × M
	11～30戸以下	39,600 + 2,640 × M
	31戸以上	79,200 + 1,320 × M
(共用部分)	床面積	手数料
共用部分の床面積 (共用部)	300㎡以内	19,800
	300㎡超～1,000㎡以内	33,000
	1,000㎡超～5,000㎡以内	66,000
	5,000㎡超	99,000

- ・寄宿舎については居室数をMとします。また、交付される評価書の数は建物形状によります。

2-1 <省エネ適合性判定> 建築物エネルギー消費性能適合性判定 (一戸建て・共同住宅等) 業務手数料

2/2

<複合建築物に係る評価料金（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）>

住宅建築物に係る評価料金と非住宅建築物に係る評価料金を合わせた額とします。
併用住宅については、複合建築物となります。『非住宅B類』をご確認ください。

<その他>

単位：円/税込

	手数料
通知書等再交付	6,600
取り下げ届 (既に受理・契約した申請料金は返金できません)	0

通知書等とは、適合判定通知書と軽微変更該当証明になります。

注)長屋・共同住宅のうち、2世帯住宅等で「一戸建て住宅」として申請する場合、基本手数料は新築（一戸建て等住宅）を適用する。
加算手数料は新築（共同建て住宅）を適用する。

<新築：一戸建て等住宅>

注)一住戸ごとの金額とします。

単位：円/税込

基本手数料	申請区分		設計	中間	竣工
		竣工済特例以外		11,880	19,800
	竣工済特例（耐震性を除く）		51,480		
加算手数料 ※1	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。（他機関で技術的審査又は評価を行った認定書等により確認する場合を含む）				
	申請区分		設計時（他機関認定書等活用は認定書等添付時）に加算 ※4		
	省エネルギー性の審査 ※2	性能基準 ※3	39,600		
		仕様基準	5,500		
	耐震性の審査	壁量計算 ※3	16,500/棟		
構造計算 ※3		27,500/棟			

<新築：共同建て住宅>

(n：戸数を示します) 単位：円/税込

基本手数料	申請区分		設計	竣工
		フラット35登録マンション以外		$52,800 + 1,320 \times n$
	フラット35登録マンション		$52,800 + 1,320 \times n$	$52,800 + 5,280 \times n$
加算手数料 ※1	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。（他機関で技術的審査又は評価を行った認定書等により確認する場合を含む）			
	申請区分		設計時（他機関認定書等活用は認定書等添付時）に加算 ※4	
	省エネルギー性の審査 ※2	性能基準	見積もり	
		仕様基準	$5,500 \times n$	
耐震性の審査		見積もり		

※1 UDIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（6を除きUDIで審査を行う場合に限る）を活用して基準を確認する場合を除きます。（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

- 1.低炭素建築物新築等計画認定通知書
- 2.建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
- 3.長期優良住宅認定通知書
- 4.BELS評価書
- 5.住宅型式性能認定等（住宅型式性能認定、特別評価方法認定、住宅性能評価書）
- 6.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※2 フラット35S（金利A・Bプラン、ZEH）において、評価方法基準に定める断熱等性能等級、一次エネルギー消費量等級、建築物省エネ法に定める建築物エネルギー消費性能基準の審査を指します。
外皮・一次エネとも仕様基準の場合は「仕様基準」、それ以外は「性能基準」の区分とします。

※3 一戸建て住宅以外は見積もりとします。

※4 検査申請時、省エネルギー性又は耐震性の内容に変更が生じる場合（他機関の認定書等を添付後に変更が生じる場合を含む）は、1回の変更に付き、表の加算手数料の半額が適用されます。

ただし、元々BELS評価書を活用していて変更が生じた際にBELS評価書を再取得せず、適合証明で確認する場合など初回の審査となる場合は、表の加算手数料が適用されます。

<賃貸住宅>

(n：戸数を示します) 単位：円/税込

基本手数料	申請区分		設計	竣工
				26,400 + 1,320 × n
加算手数料 ※1	次の審査を行う場合、手数料を加算します。(他機関で技術的審査又は評価を行った認定書等により確認する場合を含む)			
	申請区分		設計時(他機関認定書等活用は認定書等添付時)に加算 ※3	
	省エネルギー性の審査 ※2	性能基準	見積もり	
仕様基準		5,500 × n		

※1 UDIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等(6を除きUDIで審査を行う場合に限る)を活用して基準を確認する場合を除きます。(認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。)

- 1.低炭素建築物新築等計画認定通知書
- 2.建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
- 3.長期優良住宅認定通知書
- 4.BELS評価書
- 5.住宅型式性能認定等(住宅型式性能認定、特別評価方法認定、住宅性能評価書)
- 6.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※2 断熱構造等、優良な賃貸住宅基準(省エネルギー性)において、評価方法基準に定める断熱等性能等級、一次エネルギー消費量等級、建築物省エネ法に定める建築物エネルギー消費性能基準の審査を指します。外皮・一次エネとも仕様基準の場合は「仕様基準」、それ以外は「性能基準」の区分とします。

※3 検査申請時、省エネルギー性の内容に変更が生じる場合(他機関の認定書等を添付後に変更が生じる場合を含む)は、1回の変更につき、表の加算手数料の半額が適用されます。

ただし、元々BELS評価書を活用していて変更が生じた際にBELS評価書を再取得せず、適合証明で確認する場合など初回の審査となる場合は、表の加算手数料が適用されます。

<中古住宅：一戸建て等住宅>

注) 一住戸ごとの金額とします。

単位：円/税込

基本手数料	融資種別	申請区分	手数料
	フラット35 ・財形住宅		一般 及び 優良 (開口部断熱、外壁等断熱)
優良 (フラット35S) 及びフラット35維持保全型 ※1			56,100
フラット35リノベ		一般	115,500
		優良 (フラット35S)	122,760
住宅融資保険		一般	67,320
加算手数料	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。		
	省エネルギー性の審査 ※2 ※3	性能基準 ※4	39,600
		仕様基準	5,500
	耐震性の審査 ※3	壁量計算 ※4	16,500/棟
		構造計算 ※4	27,500/棟
別途耐震評価基準の確認が必要な物件		18,480	

<中古住宅：マンション>

注) 一住戸ごとの金額とします。

単位：円/税込

基本手数料	融資種別	区分	申請内容	手数料
	フラット35 ・財形住宅		一般 及び 優良 (開口部断熱、外壁等断熱)	単独
他住戸活用				36,300
優良 (フラット35S) 及び フラット35維持保全型 ※1			単独	56,100
			他住戸活用	43,560
フラット35リノベ		一般	単独	115,500
			他住戸活用	102,960
		優良 (フラット35S)	単独	122,760
			他住戸活用	110,220
住宅融資保険		一般	73,920	
加算手数料	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。			
	省エネルギー性の審査 ※2 ※3	性能基準	見積もり	
		仕様基準	5,500	
	耐震性の審査 ※3		見積もり	
別途耐震評価基準の確認が必要な物件		25,080		

※1 優良 (フラット35S) およびフラット35維持保全型を併用する場合も同額とします。

フラット35S (ZEH) を選択している場合は「優良 (フラット35S)」を適用します。

※2 フラット35S (金利A・Bプラン、ZEH) において、評価方法基準に定める断熱等性能等級、一次エネルギー消費量等級、建築物省エネ法に定める建築物エネルギー消費性能基準の審査を指します。

外皮・一次エネとも仕様基準の場合は「仕様基準」、それ以外は「性能基準」の区分とします。

※3 新築時の適合証明書、現場審査合格通知書、認定書等を活用する場合は除きます。

※4 一戸建て住宅以外は見積もりとします。

【住棟単位の適合証明(中古マンションらくらくフラット35登録用)】

(n:戸数を示します) 単位:円/税込

基本手数料	コース種別	申請内容	備考	手数料
	長期登録コース	単独	設計図書等あり	90,420 + 3,300 × n
			設計図書等なし	97,680 + 6,600 × n
	個別登録コース	単独	設計図書等あり	108,900 + 5,280 × n
			設計図書等なし	120,120 + 9,900 × n
		他住戸活用	設計図書等あり	90,420 + 5,280 × n
			設計図書等なし	101,640 + 9,900 × n
加算手数料	別途耐震評価基準の確認が必要な物件			37,620

(中古住宅・注)

- ・他住戸活用とは、原則活用する適合証明書の写し(有効期限内のもの・UDIで発行したもの)を添付できた場合の金額とします。
※H21.1.5以降にUDIで申請受付をし、適合証明が発行された住戸のみ活用することができます。
- ・住棟登録コースの「設計図書等あり」とは、申請住戸全ての床面積及び間取りが確認できる書類が添付できた場合の金額とします。
- ・UDIで耐震評価は行っておりません。
- ・提出書類・物件内容によっては、受付及び適合証明の発行が出来兼ねる場合もありますのでご了承下さい。
- ・受付後に不適合が見つかった場合、申請料の返金はできませんので事前に適合要件をご確認の上申請して下さい。

<遠隔地割増手数料>

単位:円/税込

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、 みなかみ町、榛東村、嬭恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村	16,500
【栃木県】 日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町	

(注) 上記の割増手数料は検査が対象となります。

UDIで同時に2種類以上の検査を実施する場合は下記の通りとします。

- ・基準法の検査が同時の場合：基準法の遠隔地割増手数料を適用とします。
- ・基準法以外の検査が同時の場合：上記割増手数料の1申請分を適用とします。

<その他手続きの手数料>

単位:円/税込

届出の種類	手数料	備考
適合証明書の再発行	6,600	設計・中間検査通知書は除く。中古の事前確認通知書は含む。
フラットの取りやめ届	1,320	確認申請と同時に取りやめる場合
フラットの取り下げ届 (既に受理・契約した手数料は返金できません)	1,320	フラットのみを取りやめる場合
フラットの取り下げ届 (既に受理・契約した手数料は返金できません)	0	各検査申請を合格前に取り下げる場合 取り下げ・再申請を行う場合

2-2 <省エネ適合性判定> 建築物エネルギー消費性能適合性判定 (非住宅・複合) 業務手数料

1/6

<判定料金> …表 1

【モデル建築物法】

単位：円/税込

延べ面積	用途分類（別表による）		
	A種	B種	C種
1,000㎡未満	145,200	92,400	79,200
1,000㎡～2,000㎡未満	171,600	105,600	92,400
2,000㎡～3,000㎡未満	211,200	132,000	105,600
3,000㎡～4,000㎡未満	264,000	158,400	132,000
4,000㎡～5,000㎡未満	277,200	198,000	145,200
5,000㎡～10,000㎡未満	343,200	237,600	171,600
10,000㎡～20,000㎡未満	396,000	277,200	198,000
20,000㎡～50,000㎡未満	488,400	343,200	250,800
50,000㎡～100,000㎡未満	594,000	422,400	303,600
100,000㎡～	見積	見積	見積

【標準入力法（主要室入力法を含む）】

単位：円/税込

延べ面積	用途分類（別表による）		
	A種	B種	C種
1,000㎡未満	264,000	171,600	145,200
1,000㎡～2,000㎡未満	316,800	198,000	171,600
2,000㎡～3,000㎡未満	382,800	237,600	198,000
3,000㎡～4,000㎡未満	475,200	290,400	237,600
4,000㎡～5,000㎡未満	501,600	356,400	264,000
5,000㎡～10,000㎡未満	620,400	435,600	316,800
10,000㎡～20,000㎡未満	712,800	501,600	356,400
20,000㎡～50,000㎡未満	884,400	620,400	462,000
50,000㎡～100,000㎡未満	1,069,200	765,600	554,400
100,000㎡～	見積	見積	見積

- 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次の通り適用します。
 - ・A種が含まれるときはA種
 - ・A種がなくB種が含まれるときはB種
 ただし、上記適用が著しく不合理であると認めた場合は別途判断によります。
- 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用します。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定します。
- 建物に計算対象となる室又は設備がない場合は、39,600円(税込)とします。
(計画変更の場合は60%、軽微変更該当証明の時は50%となります)
- 上表に定める評価方法以外の方法による場合は別途見積もりとします。
- 計画変更の場合で、計算方法を変更する場合は表 1 の金額となります。
- 計画変更又は、軽微変更該当証明の場合で、直前の判定がUDI以外の場合は表 1 の金額となります。

2-2 <省エネ適合性判定> 建築物エネルギー消費性能適合性判定 (非住宅・複合) 業務手数料

2/6

<計画変更> …表 2

【モデル建築物法】

単位：円/税込

延べ面積	用途分類（別表による）		
	A種	B種	C種
1,000㎡未満	87,120	55,440	47,520
1,000㎡～2,000㎡未満	102,960	63,360	55,440
2,000㎡～3,000㎡未満	126,720	79,200	63,360
3,000㎡～4,000㎡未満	158,400	95,040	79,200
4,000㎡～5,000㎡未満	166,320	118,800	87,120
5,000㎡～10,000㎡未満	205,920	142,560	102,960
10,000㎡～20,000㎡未満	237,600	166,320	118,800
20,000㎡～50,000㎡未満	293,040	205,920	150,480
50,000㎡～100,000㎡未満	356,400	253,440	182,160
100,000㎡～	見積	見積	見積

【標準入力法（主要室入力法を含む）】

単位：円/税込

延べ面積	用途分類（別表による）		
	A種	B種	C種
1,000㎡未満	158,400	102,960	87,120
1,000㎡～2,000㎡未満	190,080	118,800	102,960
2,000㎡～3,000㎡未満	229,680	142,560	118,800
3,000㎡～4,000㎡未満	285,120	174,240	142,560
4,000㎡～5,000㎡未満	300,960	213,840	158,400
5,000㎡～10,000㎡未満	372,240	261,360	190,080
10,000㎡～20,000㎡未満	427,680	300,960	213,840
20,000㎡～50,000㎡未満	530,640	372,240	277,200
50,000㎡～100,000㎡未満	641,520	459,360	332,640
100,000㎡～	見積	見積	見積

2-2 <省エネ適合性判定> 建築物エネルギー消費性能適合性判定 (非住宅・複合) 業務手数料

3/6

<軽微変更該当証明(ルートC)>…表3

【モデル建築物法】

単位：円/税込

延べ面積	用途分類(別表による)		
	A種	B種	C種
1,000㎡未満	72,600	46,200	39,600
1,000㎡～2,000㎡未満	85,800	52,800	46,200
2,000㎡～3,000㎡未満	105,600	66,000	52,800
3,000㎡～4,000㎡未満	132,000	79,200	66,000
4,000㎡～5,000㎡未満	138,600	99,000	72,600
5,000㎡～10,000㎡未満	171,600	118,800	85,800
10,000㎡～20,000㎡未満	198,000	138,600	99,000
20,000㎡～50,000㎡未満	244,200	171,600	125,400
50,000㎡～100,000㎡未満	297,000	211,200	151,800
100,000㎡～	見積	見積	見積

【標準入力法(主要室入力法を含む)】

単位：円/税込

延べ面積	用途分類(別表による)		
	A種	B種	C種
1,000㎡未満	132,000	85,800	72,600
1,000㎡～2,000㎡未満	158,400	99,000	85,800
2,000㎡～3,000㎡未満	191,400	118,800	99,000
3,000㎡～4,000㎡未満	237,600	145,200	118,800
4,000㎡～5,000㎡未満	250,800	178,200	132,000
5,000㎡～10,000㎡未満	310,200	217,800	158,400
10,000㎡～20,000㎡未満	356,400	250,800	178,200
20,000㎡～50,000㎡未満	442,200	310,200	231,000
50,000㎡～100,000㎡未満	534,600	382,800	277,200
100,000㎡～	見積	見積	見積

<その他>

単位：円/税込

	手数料
通知書再交付	6,600
取り下げ届 (既に受理・契約した申請料金は返金できません)	0

<別表>

分類	確認申請書四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	08170
	助産所	08190
	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。）	08210
	公衆浴場（個室月浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600

2-2 <省エネ適合性判定> 建築物エネルギー消費性能適合性判定
(非住宅・複合) 業務手数料

5/6

分類	確認申請書四面に記載される用途	用途区分コード
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売所その他これに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440
	飲食店（事項に掲げるものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床の面積が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	08580	

2-2 <省エネ適合性判定> 建築物エネルギー消費性能適合性判定
(非住宅・複合) 業務手数料

6/6

分類	確認申請書四面に記載される用途	用途区分コード
C種	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	08310
	建築基準法令第130条の4号第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐輪場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620

<新規：一戸建て住宅>

単位：円/税込

区分	床面積合計	選択項目	設計住宅性能評価	検査回数	建設住宅性能評価	合計
一般の住宅	200㎡未満	必須項目のみ	52,800	4回	105,600	158,400
		選択項目あり	56,100			161,700
	200㎡以上 又は 3階建て	必須項目のみ	66,000	4回	118,800	184,800
		選択項目あり	69,300			188,100
構造等が 製造者認証の 住宅	200㎡未満	必須項目のみ	39,600	2回	74,800	114,400
				3回	90,200	129,800
				4回	105,600	145,200
		選択項目あり		2回	74,800	117,700
				3回	90,200	133,100
				4回	105,600	148,500
	200㎡以上 又は 3階建て	必須項目のみ	49,500	2回	82,500	132,000
				3回	101,200	150,700
				4回	118,800	168,300
		選択項目あり		2回	82,500	134,200
				3回	101,200	152,900
				4回	118,800	170,500
設計住宅性能評価加算		長期使用構造等の確認を併せて行う場合				7,700

- ・建設評価において『6-3室内空気中の科学物質の濃度等の測定』を評価する場合は別途見積もりとします。以下、共同住宅等においても同様とします。見積もりには時間がかかるため、事前にご連絡下さい。
- ・1-2・1-4・1-5に関しては、選択した場合も必須項目のみの料金を適用します。

<新規：一戸建て住宅> ※設計評価を他機関で行った住宅

単位：円/税込

区分	床面積合計	検査回数	建設住宅性能評価
一般の住宅	200㎡未満	4回	118,800
	200㎡以上 又は3階建て	4回	132,000
構造等が 製造者認証の住宅	200㎡未満	2回	82,500
		3回	101,200
		4回	118,800
	200㎡以上 又は3階建て	2回	92,400
		3回	111,100
		4回	132,000

<変更：一戸建て住宅>

単位：円/税込

床面積	変更設計住宅性能評価	変更建設住宅性能評価
200㎡未満	19,800	19,800
200㎡以上又は3階建て	26,400	26,400
評価書の記載内容に係る変更 (評価結果を記載した部分の変更以外)	6,600	6,600
長期使用構造等の確認を併せて行う場合	3,850	-

直前の設計住宅性能評価を他機関の者が行っている場合の変更設計住宅性能評価の料金は、新規の料金表となります。

<その他：一戸建て住宅>

単位：円/税込

手続きの種類		申請料金
再検査	200㎡未満	26,400
	200㎡以上又は3階建て	33,000
評価書の再交付		6,600
検査報告書の再交付		6,600
取り下げ届（既に受理・契約した評価料金は返金できません）		0

（注）同一申請者で、申請件数が多い場合には、別途料金設定を行いますのでご確認ください。

<遠隔地割増手数料>

単位：円/税込

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、 みなかみ町、榛東村、嬭恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村	16,500
【栃木県】 日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町	

（注）上記の割増手数料は検査が対象となり、検査回数1回に対する手数料となります。
UDIで同時に2種類以上の検査を実施する場合は下記の通りとします。

- ・基準法の検査が同時の場合：基準法の遠隔地割増手数料を適用とします。
- ・基準法以外の検査が同時の場合：上記割増手数料の1申請分を適用とします。

<新規：共同住宅等（設計住宅性能評価）>

(1) 設計住宅性能評価業務 評価料金

単位：円/税込

(い) 1棟の延べ床面積	選択項目	(ろ) 設計評価料金
		基準額 + 住戸単価 × 評価住戸数M
～500㎡以内	必須項目のみ	79,200 + 11,880 × M
	選択項目あり	79,200 + 12,540 × M
500㎡超～1,000㎡以下	必須項目のみ	132,000 + 11,880 × M
	選択項目あり	132,000 + 12,540 × M
1,000㎡超～2,000㎡以下	必須項目のみ	145,200 + 11,220 × M
	選択項目あり	145,200 + 11,880 × M
2,000㎡超～3,000㎡以下	必須項目のみ	158,400 + 9,900 × M
	選択項目あり	158,400 + 10,560 × M
3,000㎡超～5,000㎡以下	必須項目のみ	184,800 + 8,580 × M
	選択項目あり	184,800 + 9,240 × M
5,000㎡超～7,000㎡以下	必須項目のみ	224,400 + 8,580 × M
	選択項目あり	224,400 + 9,240 × M
7,000㎡超～10,000㎡以下	必須項目のみ	266,400 + 8,580 × M
	選択項目あり	266,400 + 9,240 × M
10,000㎡超～	—	別途見積りによる

・設計住宅性能評価：評価住戸数をMとし、延べ床面積に応じて、上表に示す額とします。

申請者が、評価対象となる共同住宅等の音環境に係る評価を選択した場合の音環境評価料金は表(2)(ろ)欄に掲げる額を加算します。

申請者が、評価対象となる共同住宅等の長期使用構造等の確認を合わせて依頼する場合は表(3)(ろ)欄に掲げる額を加算します。

・1-2・1-4・1-5に関しては、選択した場合も必須項目のみの料金を適用します。

・寄宿舎については居室数をMとします。また、交付される評価書の数は建物形状によります。

1. 変更設計住宅性能評価の料金は、対象となる共同住宅等の直前の設計住宅性能評価をUDIが行っている場合は、1回の変更に
つき、上表(1)(ろ)欄に掲げる料金の額（長期使用構造等の確認を合わせて依頼する場合は表(3)(ろ)欄に掲げる額を加算した額）
×評価住戸数Mとの1/2とします。ただし、評価書の記載内容に係る変更（評価結果を記載した部分の変更以外）の場合は、
1住戸当たり6,600円（税込）とします。

2. 対象となる共同住宅等の直前の設計住宅性能評価を他機関の者が行っている場合の変更設計住宅性能評価の料金は、上表(1)
(ろ)欄に掲げる料金の額とします。

(2) 音環境に係る1住戸当たりの音環境評価の料金（設計住宅評価）

単位：円/税込

(い) 性能表示事項	(ろ) 音環境評価料金
	(1)の(ろ)欄 + 音環境評価料 × M
8-1～8-4の音環境項目	2,750 × M

(3) 長期使用構造等の確認を併せて行う場合の加算

単位：円/税込

(い) 1棟の延べ床面積	(ろ) 長期優良（共同住宅等）料金	長期優良住戸数M
～1,000㎡以内		7,920 × M
1,000㎡超～2,000㎡以下		6,600 × M
2,000㎡超～3,000㎡以下		6,600 × M
3,000㎡超～5,000㎡以下		6,600 × M
5,000㎡超～7,000㎡以下		6,600 × M
7,000㎡超～10,000㎡以下		6,600 × M
10,000㎡超～		別途見積りによる

(4) 型式認定・製造者認証を用いた共同住宅等の評価料金

単位：円/税込

1棟の延べ床面積	項目	選択項目	業務量が概ね20%以上 40%未満軽減	業務量が概ね 40%以上軽減
200㎡以下	設計住宅性能評価	必須項目のみ	126,500 + 5,500 × M	79,200 + 5,500 × M
		選択項目あり	126,500 + 5,940 × M	79,200 + 5,940 × M
	変更設計住宅性能評価	—	31,900 + 1,540 × M	24,200 + 1,540 × M
	建設住宅性能評価	—	110,000 + 7,920 × M	79,200 + 7,920 × M
	建設住宅性能評価 (他機関で設計住宅性能評価)	—	173,800 + 7,920 × M	118,800 + 7,920 × M
200㎡を超え	設計住宅性能評価	必須項目のみ	158,400 + 5,500 × M	94,600 + 5,500 × M
		選択項目あり	158,400 + 5,940 × M	94,600 + 5,940 × M
	変更設計住宅性能評価	—	39,600 + 1,540 × M	24,200 + 1,540 × M
	建設住宅性能評価	—	126,500 + 7,920 × M	94,600 + 7,920 × M
	建設住宅性能評価 (他機関で設計住宅性能評価)	—	205,700 + 7,920 × M	143,000 + 7,920 × M
	変更建設住宅性能評価	—	31,900 + 7,920 × M	24,200 + 7,920 × M

- ・設計住宅性能評価：評価住戸数をMとし、延べ床面積に応じて、上表に示す額とします。
- ・申請者が、評価対象となる共同住宅等の長期使用構造等の確認を合わせて依頼する場合は表(5)に掲げる額を加算します。
- ・1-2・1-4・1-5に関しては、選択した場合も必須項目のみの料金を適用します。
- ・寄宿舍については居室数をMとします。また、交付される評価書の数は建物形状によります。

(5) 長期使用構造等の確認を併せて行う場合の加算（型式認定・製造者認証を用いた共同住宅等）

1棟の延べ床面積	業務量が概ね20%以上 40%未満軽減	業務量が概ね40%以上軽減
200㎡以下	7,920 × M	7,920 × M
200㎡を超え1,000㎡以下	7,920 × M	7,920 × M

<新規：共同住宅等（建設住宅性能評価）>

(1) 建設住宅性能評価業務 評価料金

単位：円/税込

(い) 1棟の延べ床面積	(ろ) 建設評価料金
	基準額×N + 住戸単価×評価住戸数M
～500㎡以内	52,800 × N + 19,800 × M
500㎡超～1,000㎡以下	66,000 × N + 19,800 × M
1,000㎡超～2,000㎡以下	72,600 × N + 19,250 × M
2,000㎡超～3,000㎡以下	79,200 × N + 18,150 × M
3,000㎡超～5,000㎡以下	92,400 × N + 16,500 × M
5,000㎡超～7,000㎡以下	118,800 × N + 16,500 × M
7,000㎡超～10,000㎡以下	145,200 × N + 16,500 × M
10,000㎡超～	別途見積りによる

- ・建設住宅性能評価：評価住戸数をM、検査回数をNとし、延べ床面積に応じて、上表に示す額とします。
 - ・申請者が、評価対象となる共同住宅等の音環境に係る評価を選択した場合の音環境評価料金は、表(2)(ろ)欄に掲げる額を加算します。
 - ・寄宿舍については居室数をMとします。また、交付される評価書の数は建物形状によります。
1. 変更建設住宅性能評価の料金は、対象となる共同住宅等の直前の建設住宅性能評価をUDIが行っている場合は、1回の変更に
つき、上表(1)(ろ)欄に掲げる料金の額の1/2とします。ただし、評価書の記載内容に係る変更（評価結果を記載した部分の変更以外）
の場合は、1住戸当たり6,600円（税込）とします。
 2. 対象となる共同住宅等の直前の建設住宅性能評価を他機関の者が行っている場合の変更建設住宅性能評価の料金は、上表(1)(ろ)
欄に掲げる料金の額とします。
 3. 建設住宅性能評価の対象となる共同住宅等に係る設計住宅性能評価を他機関の者が行っている場合の建設住宅性能評価の料金は、
上表(1)(ろ)欄に掲げる料金の3/2の額とします。
 4. 遠隔地割増手数料は、遠隔地割増手数料の表とします。

4-2 住宅性能評価（共同住宅等）業務手数料

3/3

(2) 音環境に係る1住戸当たりの音環境評価の料金（建設住宅評価） 単位：円/税込

(い) 性能表示事項	(3) 音環境評価料金
	(2) の (3) 欄) + 音環境評価料 × M
8-1～8-4の音環境項目	2,750 × M

<新規：共同住宅等（劣化対策等級2又は3、その他等級1の場合）>

単位：円/税込

項目	評価料金
	基準額 + 住戸単価 × 評価住戸数M (円)
設計住宅性能評価	52,800 + 6,600 × M
建設住宅性能評価	105,600 + 6,600 × M

(注) 木造3階建以下で、UDIにて確認申請を行った場合に限りです。

<その他：共同住宅等（共通）>

単位：円/税込

手続きの種類		申請料金
再検査	木造3階以下	33,000
	その他	建設評価料金の基準額
評価書の再交付		6,600 × M
検査報告書の再交付（全検査分）		6,600
取り下げ届 (既に受理・契約した評価料金は返金できません)		0

<遠隔地割増手数料>

単位：円/税込

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、みなかみ町、榛東村、嬭恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村	16,500
【栃木県】 日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町	

(注) 上記の割増手数料は検査が対象となり、検査回数1回に対する手数料となります。

UDIで同時に2種類以上の検査を実施する場合は下記の通りとします。

- ・基準法の検査が同時の場合：基準法の遠隔地割増手数料を適用とします。
- ・基準法以外の検査が同時の場合：上記割増手数料の1申請分を適用とします。

＜新規・戸建＞

単位：円/税込

区分	床面積合計	審査手数料
一般の住宅	200㎡未満の2階建て	59,400
	200㎡以上又は3階建て	72,600
構造等が製造者 認証の住宅	200㎡未満の2階建て	44,000
	200㎡以上又は3階建て	52,800

（注）長期使用構造等の確認を設計住宅性能評価と併せて行う場合は 3-1 住宅性能評価（一戸建て）業務手数料をご確認ください。

＜変更：一戸建ての住宅＞

単位：円/税込

床面積	手数料
200㎡未満の2階建て	上記区分の2分の1
200㎡以上又は3階建て	上記区分の2分の1
軽微変更該当証明	6,600
長期使用構造等の確認審査に係る変更以外の変更	6,600

（注）直前の長期使用構造等確認審査を他機関の者が行っている場合は新規の手数料表の金額とします

＜その他：一戸建ての住宅＞

単位：円/税込

手続きの種類	手数料
確認書の再交付	6,600
取り下げ届 （既に受理・契約した依頼料金は返金できません）	0

（注）同一申請者で、申請件数が多い場合には、別途料金設定を行いますのでご確認ください。

<新規：共同住宅等>

(1) 一般の共同住宅等

単位：円/税込

延べ床面積	審査手数料
～1,000㎡以内	$(132,000 + 11,880 \times M) + 6,600 \times M$
1,000㎡超～2,000㎡以下	$(145,200 + 11,220 \times M) + 5,280 \times M$
2,000㎡超～3,000㎡以下	$(158,400 + 9,900 \times M) + 5,280 \times M$
3,000㎡超～5,000㎡以下	$(184,800 + 8,580 \times M) + 5,280 \times M$
5,000㎡超～7,000㎡以下	$(224,400 + 8,580 \times M) + 5,280 \times M$
7,000㎡超～10,000㎡以下	$(266,400 + 8,580 \times M) + 5,280 \times M$
10,000㎡超～	別途見積りによる

※審査住戸数をMとし、延べ床面積に応じて、上表に示す額とします。

・寄宿舍については居室数をMとします。また、交付される評価書の本数は建物形状によります。

(注) 長期使用構造等の確認を設計住宅性能評価と併せて行う場合は、
3-2 住宅性能評価（共同住宅等）業務手数料をご確認ください。

(2) 延べ面積が1,000㎡以下の型式認定・製造者認証を用いた共同住宅等

単位：円/税込

1棟の延べ床面積	業務量が概ね20%以上 40%未満軽減	業務量が概ね40%以上軽減
200㎡以下	$(126,500 + 5,280 \times M) + 6,600 \times M$	$(79,200 + 5,280 \times M) + 6,600 \times M$
200㎡を超え1,000㎡以下	$(158,400 + 5,280 \times M) + 6,600 \times M$	$(94,600 + 5,280 \times M) + 6,600 \times M$

※審査住戸数をMとし、延べ床面積に応じて、上表に示す額とします。

<変更：共同住宅等>

単位：円/税込

手続きの種類	手数料
変更確認申請	上記区分の2分の1
軽微変更該当証明	$6,600 \times M$
長期使用構造等の確認審査に係る変更以外の変更	$6,600 \times M$

※審査住戸数をMとし、延べ床面積に応じて、上表に示す額とします。

・寄宿舍については居室数をMとします。また、交付される評価書の本数は建物形状によります。

(注) 直前の長期使用構造等確認審査を他機関の者が行っている場合は新規の手数料表の金額とします。

<その他：共同住宅等>

単位：円/税込

種類	手数料
確認書の再交付	$6,600 \times M$
取り下げ届 (既に受理・契約した依頼料金は返金できません)	0

※審査住戸数をMとし、延べ床面積に応じて、上表に示す額とします。

5-3 認定長期優良住宅建築証明業務手数料

1/1

<新規：（一戸建て）>

単位：円/税込

種類・床面積・階数など		検査回数	料金
一般の住宅	200㎡未満で2階建て以下	4回	105,600
	200㎡以上又は3階建て	4回	118,800
構造等が製造者認証の住宅	200㎡未満で2階建て以下	2回	74,800
		3回	90,200
		4回	105,600
	200㎡以上又は3階建て	2回	83,600
		3回	102,300
		4回	118,800

<新規：共同住宅等>

単位：円/税込

種類・床面積など	料金	
	基準額×N + 住戸単価×評価住戸数M	
一般の住宅	～500㎡以内	$52,800 \times N + 19,800 \times M$
	500㎡超～1,000㎡以下	$66,000 \times N + 19,800 \times M$
	1,000㎡超～2,000㎡以下	$72,600 \times N + 18,700 \times M$
	2,000㎡超～3,000㎡以下	$79,200 \times N + 17,600 \times M$
	3,000㎡超～5,000㎡以下	$92,400 \times N + 16,500 \times M$
	5,000㎡超～7,000㎡以下	$118,800 \times N + 16,500 \times M$
	7,000㎡超～10,000㎡以下	$145,200 \times N + 16,500 \times M$
	10,000㎡超～	別途見積りによる
構造等が製造者認証の住宅	200㎡以下	$79,200 + 7,920 \times M$
	200㎡を超え1,000㎡以下	$95,700 + 7,920 \times M$

- ・証明住戸数をM、検査回数をNとし、延べ床面積に応じて、上表に示す額とします。
- ・寄宿舎については居室数をMとします。また、交付される評価書の本数は建物形状によります。

<その他：（共通）>

単位：円/税込

手続きの種類	料金	
追加検査・再検査 (1回の追加につき)	一戸建て（200㎡未満で2階建て以下）	26,400
	一戸建て（200㎡以上又は3階建て）	33,000
	共同住宅等	共同住宅等料金表の基準額
完成後変更申請	別途見積りによる	
証明書の再交付	6,600	
取り下げ届 (既に受理・契約した依頼料金は返金できません)	0	

<遠隔地割増手数料>

単位：円/税込

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、みなかみ町、榛東村、嬭恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村	16,500
【栃木県】 日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町	

- (注) 上記の割増手数料は検査が対象となり、検査回数1回に対する手数料となります。
- UDIで同時に2種類以上の検査を実施する場合は下記の通りとします。
- ・基準法の検査が同時の場合：基準法の遠隔地割増手数料を適用とします。
 - ・基準法以外の検査が同時の場合：上記割増手数料の1申請分を適用とします。

＜新規：一戸建ての住宅：新築 建築物全体＞

単位：円/税込

	手数料
単独申請	39,600
併願申請	13,200

・併願申請の対象は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がなく、基準となる等級などが確認できる場合とします。

＜変更：一戸建ての住宅：新築 建築物全体＞

単位：円/税込

	手数料
単独申請	(直前の技術的審査がUDIの場合) 19,800
併願申請	6,600
技術的審査に係る変更以外の変更	6,600

(注) 直前の技術的審査を他機関の者が行っている場合は新規の手数料表の金額とします。

＜その他＞

単位：円/税込

手続きの種類	手数料
適合証再交付	6,600
取り下げ届 (既に受理・契約した申請料金は返金できません)	0

<非住宅建築物に係る評価料金>

(1) 建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合の評価料金 単位：円/税込

評価対象面積	標準入力法	主要室入力法	モデル建築法
～300㎡以内		198,000	105,600
300㎡超～2,000㎡以下		330,000	171,600
2,000㎡超～5,000㎡以下		462,000	237,600
5,000㎡超～20,000㎡以下		528,000	264,000
20,000㎡超～50,000㎡以下		726,000	396,000
50,000㎡超～100,000㎡以下		990,000	528,000

(2) 建築物の用途が(1)に掲げるもの以外の場合の評価料金 単位：円/税込

評価対象面積	標準入力法	主要室入力法	モデル建築法
～300㎡以内		132,000	66,000
300㎡超～2,000㎡以下		198,000	105,600
2,000㎡超～5,000㎡以下		264,000	132,000
5,000㎡超～20,000㎡以下		330,000	198,000
20,000㎡超～50,000㎡以下		462,000	264,000
50,000㎡超～100,000㎡以下		660,000	330,000

- ・評価対象となる床面積が100,000㎡を超える場合の評価料金は、別途見積りとなります。
- ・省エネ適合性判定と併願の場合は、評価に同一の計算書を用いる場合に限り一律13,200円（税込）とします。
- ・変更申請料金は、対象となる非住宅建築物の直前の評価をUDIが行っている場合は、1回の変更に付き、上表当初申請料金の2分の1の額とします。
- ・改修前後の評価を行う場合は、上表(1)又は表(2)の各料金に当該料金の2分の1の額を加算した料金とします。
- ・ここに掲げる評価方法以外が認められた場合の料金は、別途見積りとなります。

<住宅建築物に係る評価料金>

(1) 一戸建ての住宅の評価料金 単位：円/税込

	一戸建ての住宅
単独申請	39,600
併願申請	13,200

- ・併願申請は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がない場合とします。
- ・変更申請料金は、対象となる住宅の直前の評価をUDIが行っている場合、1回の変更に付き、上表申請料金の2分の1の額とします。

(2) 共同住宅等の評価料金

①住戸のみ : 基準額+住戸単価×評価住戸数M

単位：円/税込

	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の申請に係る戸数(住戸)	2~10戸以下	39,600 + 10,560 × M	左記評価料金の2分の1の額とする
	11~30戸以下	79,200 + 6,600 × M	
	31戸以上	158,400 + 3,960 × M	

②建築物全体のみ : 基準額+住戸単価×評価住戸数M+共用部料金

単位：円/税込

(住戸部分)	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の全戸数(住戸)	2~10戸以下	39,600 + 9,240 × M	左記評価料金の2分の1の額とする
	11~30戸以下	79,200 + 5,280 × M	
	31戸以上	158,400 + 2,640 × M	

(共用部分)	床面積	単独申請	併願申請
共用部分の床面積(共用部)	300㎡以内	39,600	左記評価料金の2分の1の額とする
	300㎡超~1,000㎡以内	66,000	
	1,000㎡超~5,000㎡以内	132,000	
	5,000㎡超	198,000	

③住戸+建築物全体 : 基準額+住戸単価×評価住戸数M+共用部料金

単位：円/税込

(住戸部分)	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の申請に係る戸数(住戸)	2~10戸以下	39,600 + 10,560 × M	左記評価料金の2分の1の額とする
	11~30戸以下	79,200 + 6,600 × M	
	31戸以上	158,400 + 3,960 × M	

(共用部分)	床面積	単独申請	併願申請
共用部分の床面積(共用部)	300㎡以内	39,600	左記評価料金の2分の1の額とする
	300㎡超~1,000㎡以内	66,000	
	1,000㎡超~5,000㎡以内	132,000	
	5,000㎡超	198,000	

- ・併願申請は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がない場合とします。
- ・1住戸のみの申請の場合の料金は、単独申請39,600円、併願申請13,200円(税込)とします。
- ・寄宿舎については居室数をMとします。また、交付される評価書の本数は建物形状によります。
- ・変更申請料金は、対象となる共同住宅等の直前の評価をUDIが行っている場合は、1回の変更に付き、上表申請料金の2分の1の額とします

<複合建築物に係る評価料金(評価対象に住宅と非住宅を含む建築物)>

住宅建築物に係る評価料金と非住宅建築物に係る評価料金を合わせた額とします。

<その他手続きに係る料金>

単位：円/税込

手続きの種類	手数料
評価書の再交付	評価書1枚につき 6,600
評価に係る変更以外の変更	評価書1枚につき 6,600
シール、プレート 事務手数料(発注の都度)	4,400
電子データの交付	別途見積り

(注) BELSプレート・シールの料金は含まれておりません。

弊社ホームページ BELS様式ダウンロードの「BELSプレート・シール アイテム一覧」をご参照ください。

＜非住宅建築物に係る技術的審査料金＞

(1) 建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合の技術的審査料金 単位：円/税込

評価対象面積	標準入力法	主要室入力法	モデル建築法
～300㎡以内		198,000	105,600
300㎡超～2,000㎡以下		330,000	171,600
2,000㎡超～5,000㎡以下		462,000	237,600
5,000㎡超～20,000㎡以下		528,000	264,000
20,000㎡超～50,000㎡以下		726,000	396,000
50,000㎡超～100,000㎡以下		990,000	528,000

(2) 建築物の用途が(1)に掲げるもの以外の場合の技術的審査料金 単位：円/税込

評価対象面積	標準入力法	主要室入力法	モデル建築法
～300㎡以内		132,000	66,000
300㎡超～2,000㎡以下		198,000	105,600
2,000㎡超～5,000㎡以下		264,000	132,000
5,000㎡超～20,000㎡以下		330,000	198,000
20,000㎡超～50,000㎡以下		462,000	264,000
50,000㎡超～100,000㎡以下		660,000	330,000

- ・評価対象となる床面積が100,000㎡を超える場合の技術的審査料金は、別途見積りとなります。
- ・省エネ適合性判定と併願の場合は、審査に同一の計算書を用いる場合に限り一律13,200円（税込）とします。
- ・変更申請料金は、対象となる非住宅建築物の直前の評価をUDIが行っている場合は、1回の変更につき、上表当初申請料金の2分の1の額とします。
- ・改修前後の評価を行う場合は、上表（1）又は表（2）の各料金に当該料金の2分の1の額を加算した料金とします。
- ・ここに掲げる評価方法以外が認められた場合の料金は、別途見積りとなります。

<住宅建築物に係る評価料金>

(1) 一戸建ての住宅の評価料金

単位：円/税込

一戸建ての住宅	
単独申請	39,600
併願申請	13,200

- ・併願申請は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がなく、基準となる等級などが確認できる場合とします。
- ・変更申請料金は、対象となる住宅の直前の評価をUDIが行っている場合、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とします。

(2) 共同住宅等の評価料金

①住戸のみ：基準額+住戸単価×評価住戸数M

単位：円/税込

住戸部分の申請に係る戸数(住戸)	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の申請に係る戸数(住戸)	1戸	39,600	13,200
	2~10戸以下	39,600 + 10,560 × M	左記評価料金の2分の1の額とする
	11~30戸以下	79,200 + 6,600 × M	
	31戸以上	158,400 + 3,960 × M	

②建築物全体のみ：基準額+住戸単価×評価住戸数M+共用部料金

単位：円/税込

(住戸部分)	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の全戸数(住戸)	1戸	39,600	13,200
	2~10戸以下	39,600 + 9,240 × M	左記評価料金の2分の1の額とする
	11~30戸以下	79,200 + 5,280 × M	
	31戸以上	158,400 + 2,640 × M	

(共用部分)	住戸数	単独申請	併願申請
共用部分の床面積(共用部)	300㎡以内	39,600	左記評価料金の2分の1の額とする
	300㎡超~1,000㎡以内	66,000	
	1,000㎡超~5,000㎡以内	132,000	
	5,000㎡超	198,000	

③住戸+建築物全体：基準額+住戸単価×評価住戸数M+共用部料金

単位：円/税込

(住戸部分)	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の申請に係る戸数(住戸)	1戸	39,600	13,200
	2~10戸以下	39,600 + 10,560 × M	左記評価料金の2分の1の額とする
	11~30戸以下	79,200 + 6,600 × M	
	31戸以上	158,400 + 3,960 × M	

(共用部分)	住戸数	単独申請	併願申請
共用部分の床面積(共用部)	300㎡以内	39,600	左記評価料金の2分の1の額とする
	300㎡超~1,000㎡以内	66,000	
	1,000㎡超~5,000㎡以内	132,000	
	5,000㎡超	198,000	

- ・併願申請は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がなく、基準となる等級などが確認できる場合とします。
- ・1住戸のみの申請の場合の料金は、一戸建ての住宅の額とします。
- ・寄宿舎については居室数をMとします。また、交付される評価書の数は建物形状によります。
- ・変更申請料金は、対象となる住宅の直前の評価をUDIが行っている場合、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とします。

<複合建築物に係る評価料金（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）>

(1) 住宅建築物に係る評価料金と非住宅建築物に係る評価料金を合わせた額とします。

<その他手続きに係る料金>

単位：円/税込

	手数料
適合証再交付	適合証1枚につき 6,600
技術的審査に係る変更以外の変更	適合証1枚につき 6,600
取り下げ届 (既に受理・契約した申請料金は返金できません)	0

<新規：一戸建ての住宅：住宅の新築又は新築住宅の取得のみ>

単位：円/税込

基準		規模 ※4	現場審査時期	単独申請	確認申請と併願又は ※3申請との併願
省エネルギー性	断熱等性能等級4 ※5	3階建て 以下	①下地張り直前の工事の 完了時 ※1	66,000	39,600
			②竣工時		
省エネルギー性	・一次エネルギー消費量 等級4又は等級5 ※5 ・断熱等性能等級5かつ 一次エネルギー消費量 等級6	3階建て 以下	①下地張り直前の工事の 完了時 ※1	79,200	52,800
			②竣工時		
耐震性		3階建て 以下	①基礎配筋工事の完了時	79,200	52,800
			②躯体工事完了時 ※1		
			③竣工時 ※2		
バリアフリー性		3階建て 以下	①下地張り直前の工事の 完了時 ※1	66,000	39,600
			②竣工時 ※2		

上記以外の規模については別途協議とします

<新規：共同住宅等：住宅の新築又は新築住宅の取得のみ>

単位：円/税込

基準		規模 ※4	現場審査時期	単独申請	確認申請と併願又は ※3申請との併願
省エネルギー性	断熱等性能等級4	—	①下地張り直前の工事の 完了時 ※1	66,000/戸	39,600/戸
			②竣工時		
省エネルギー性	・一次エネルギー消費量 等級4又は等級5 ・断熱等性能等級5かつ 一次エネルギー消費量 等級6	—	①下地張り直前の工事の 完了時 ※1	79,200/戸	52,800/戸
			②竣工時		
耐震性		—	①基礎配筋工事の完了時	別途見積	別途見積
			②躯体工事完了時 ※1		
			③竣工時 ※2		
バリアフリー性		—	①下地張り直前の工事の 完了時 ※1	66,000/戸	39,600/戸
			②竣工時 ※2		

(注) 併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅）は、一戸建ての住宅の料金を適用します。

※1 型式住宅部分等製造者認証書を活用する場合は竣工時

※2 建築基準法に基づく検査済証の提出を受けた場合、竣工時の検査は省略できます。

※3 併願申請は、設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査・フラット3S・建築物エネルギー消費性能適合判定とし、計算書の変更がなく、基準となる等級などが確認できる場合とします。

※4 非課税の対象となる住宅の床面積：50㎡以上240㎡以下の住宅が対象

(令和3年1月以降に贈与を受けた場合、40㎡以上240㎡以下（他の要件は税務署等に要確認）)

※5 令和5年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けている場合又は令和6年6月30日以前に建築されたものである場合が対象です。

<変更>

単位：円/税込

基準	規模	手数料
省エネルギー性	3階建て以下	13,200
耐震性（一戸建て）	3階建て以下	13,200
バリアフリー性	3階建て以下	13,200

直前の審査をUDIで実施した場合に限る

耐震性（共同住宅）については別途見積もりとします

<その他>

単位：円/税込

基準	手数料
現場再審査（一回につき）	26,400
証明書の再発行	6,600
証明書発行後の基準に係る部分以外の記載内容の変更	6,600
取り下げ届（既に受理・契約した申請料金は返金できません）	0

<遠隔地割増手数料>

単位：円/税込

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、 みなかみ町、榛東村、嬭恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村	16,500
【栃木県】 日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町	

（注）上記の割増手数料は検査が対象となり、検査回数1回に対する手数料となります。

UDIで同時に2種類以上の検査を実施する場合は下記の通りとします。

・基準法の検査が同時の場合：基準法の遠隔地割増手数料を適用とします。

・基準法以外の検査が同時の場合：上記割増手数料の1申請分を適用とします。

<新規：一戸建ての住宅・併用住宅の住宅（住戸）部分>

単位：円/税込

	設計確認審査	工事完了検査
単独申請（ゼロエミ仕様規定）	39,600	19,800
単独申請（性能規定）	52,800	19,800
併願申請	19,800	19,800

・併願申請は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がなく、基準となる等級などが確認できる場合とします。

<新規：集合住宅等（共同住宅・長屋）>

単位：円/税込

	設計確認審査	工事完了検査
単独申請	79,200 + 5,280 /戸	26,400 + 2,640 /戸
併願申請	26,400 + 2,640 /戸	26,400 + 2,640 /戸

・併願申請は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がなく、基準となる等級などが確認できる場合とします。

・他機関で設計確認審査を行った場合は工事完了検査料金に設計確認審査料金を加算した料金とします。

<その他の料金>

単位：円/税込

手続きの種類	手数料
設計変更確認審査(直前の設計確認審査がUDIに限る)	設計確認審査料金の1/2とします。
設計変更確認審査（指針に係る変更以外の変更） (直前の設計確認審査がUDIに限る)	6,600
設計確認書の再交付	6,600 /通
設計変更確認書の再交付	6,600 /通
認証書の再交付	6,600 /通
認証審査取下届 (既に受理・契約した評価料金は返金できません)	0
設計確認書辞退届	0

・他機関で行った設計確認審査の設計変更確認審査は、設計確認審査料金を適用します。



<https://www.udi-co.jp>